平成２６年（フ）第４６号
石川県野々市市野代３丁目101番地１　グリーンマンション107号室、従前の住所鹿児島県霧島市隼人町住吉366―２、従前々の住所石川県野々市市本町５丁目８番50号
債務者　木澤　　薫
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第６２号
金沢市みどり１丁目181番地１　市営住宅Ａ４棟101号
債務者　黒詰智江子
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第２号
石川県七尾市田鶴浜町ト部100番地、従前の住所大阪府池田市室町11番２号　フローラ室町101
債務者　萬両　裕之
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２６年（フ）第３２号
長野県東筑摩郡山形村2715番地18
債務者　藤森　由夏
1　決定年月日時　平成26年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第１１号
長野県岡谷市郷田２丁目６番27号
債務者　髙橋　政直
1　決定年月日時　平成26年３月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２６年（フ）第１２号
長野県岡谷市郷田２丁目６番27号
債務者　髙橋　陽子
1　決定年月日時　平成26年３月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２６年（フ）第１５７号
名古屋市中川区東中島町２丁目１番地　市営中島荘３棟501号、従前の住所名古屋市中川区吉津５丁目701番地　富田荘512号
債務者　福嶋　恵美
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３４６号
名古屋市北区上飯田北町２丁目30番地の１ルポルシェ３Ａ号
債務者　京野　　博
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９号
三重県伊賀市小田町1489番地の２　ボヌールメゾン１Ｂ、前住所三重県伊賀市小田町1167番地の４
債務者　大垣　敬子（旧姓福積）
1　決定年月日時　平成26年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第１６号
三重県名張市桔梗が丘五番町十街区13番地
債務者　早田　幸子
1　決定年月日時　平成26年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第７１４号
兵庫県西宮市すみれ台２丁目５番地12
債務者　徳永　雅一
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第４７号
兵庫県尼崎市中在家町３丁目405番地スカイコーポ21　405号
債務者　市川　麻紀
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２３号
徳島県阿波市吉野町西条字東須賀148番地６
債務者　森本　恭代
1　決定年月日時　平成26年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２５号
福岡県飯塚市天道75番地１
債務者　末永　信夫
1　決定年月日時　平成26年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第８０５号
北九州市門司区東新町２丁目10番15号
債務者　田中　　翼（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成26年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第６８号
福岡県中間市通谷２丁目11番８号
債務者　重住あかね（旧姓宮崎）
1　決定年月日時　平成26年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１号
福岡県田川郡添田町大字庄2548番地の１　真木団地57号
債務者　佐藤　一幸
1　決定年月日時　平成26年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
福岡地方裁判所田川支部